

「自己破産」への誤解 1

執務現場やクレジットサラ金 110 番などを行った際、よくなされる質問や一般に誤解されている点について言及します。

Q1.

どれくらいの借金があれば破産申立ができますか？

A1.

一般に支払不能の状態といっても、一定の基準があるわけではなく、申立人の職業・収入・年齢等から裁判所が総合的に判断します。

ただ、目安としては申立人の収入から最低限度の生活費を除いた残額で、借金を 3 年以内に分割して返済できなければ、支払不能の状態と判断されているようです。

具体的にいえば、20 万円程度の月収の者が 400 万円程度借金があれば、支払不能の状態といえます。

Q2.

破産申立をすると、債権者が自宅などに怒鳴り込んできませんか？

A2.

破産申立をすると、裁判所から債権者へその旨の通知がなされることとなります。

すると、ほとんどの債権者から取り立てがなくなります。不思議に思うかもしれませんが、過酷な取り立てが社会問題になったために、貸金業規制法と金融監督庁ガイドラインが制定され、取り立てが禁止されたからです。

取り立てが禁止される代表例

1. 正当な理由がない場合、午後 9 時から午前 8 時の取り立てを禁ずる
2. 基本的に勤務先で取り立てを禁ずる
3. 法律上、支払義務のない者への取り立てを禁ずる(例えば、親兄弟であっても保証人でない限り返済の義務がない)
4. 調停や破産などの裁判手続をとった通知を受けた後は、正当な理由がない場合、取り立てを禁ずる

これらに違反すると、債権者としては業務停止などの罰則があります。そのため執拗だった取り立てがほとんどなくなります。

Q3.

破産申立をすると、職場を辞めなくてはなりませんか？

A3.

破産申立をしたからといって、裁判所から職場に通知がいくわけでもなく、当然誰かに知られるといった心配は全くありません。

一般の会社員や公務員であれば解雇されることもなければ、当然退職する必要はありません。

ただ、法律上の制限から、次のような職業は破産宣告により就くことができなくなります。但し、免責決定により復権します。

弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、弁理士
生命保険募集人、損害保険代理店、証券会社の外務員 など

Q4.

破産申立をすると、住んでいるマンションを追い出されませんか？

A4.

破産申立をしたからといってマンションを追い出されるとなると、生活の本拠を失ってしまいます。貸主としても家賃さえもらえれば、破産は関係ないはずで、判例でも「賃貸借契約を解約するには正当な事由が必要」(最判昭 48.10.30)と判断しています。破産したとしても、その後の家賃を支払っている限り貸主から解約されることはありません。

Q5.

破産宣告を受けると、戸籍や住民票に記載されますか。

A5.

破産決定と免責決定の事実は、国が発行する官報に公告されますが、官報をご覧になった方がどれほどいるのでしょうか。当然、戸籍や住民票に記載されることはなく、選挙権がなくなるといったこともありません。